

こ未第 1182 号
令和 5 年 3 月 13 日

各市町子ども・子育て支援新制度担当部局長 様

静岡県健康福祉部こども未来局長

処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件の取扱いについて（通知）

このことについて、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について」（令和元年 6 月 24 日付け府子本第 197 号、元初幼教第 8 号、子保発 0624 第 1 号）（以下、「国通知」という。）により定められた研修修了要件について、静岡県（以下、「県」という。）における取扱いを下記のとおり定めたので、通知します。

については、内容について十分に御了知の上、管内特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所あてに周知をお願いします。

なお、指定都市及び特定市町^{※1}に所在する施設・事業者については、当該各市町において加算の認定が行われるため、別途通知する内容を除き、本取扱いからは除外します。

※1 特定市町とは、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（令和 2 年 7 月 30 日付け府子本第 761 号、2 文科初第 643 号、子発 0730 第 2 号）（以下、「処遇改善等加算通知」という。）」第 2 の 1（1）アに定める県知事の協議により処遇改善等加算通知に基づく事務を行うこととする市町をいう。

記

1 保育所及び地域型保育事業所における取扱い

別紙 1 「静岡県における処遇改善等加算Ⅱに係る研修取扱要領（保育所及び地域型保育事業所）」

別紙 1 別添 1 「保育所等における園内研修について」

2 幼稚園及び認定こども園（全類型）における取扱い

別紙 2 「静岡県における処遇改善等加算Ⅱに係る研修取扱要領（幼稚園及び認定こども園（全類型））」

別紙 2 別添 1 「幼稚園等における園内研修について」

担 当 こども未来課保育班
電話番号 054-221-3758